

議員提出議案等 ー 令和5年12月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第11号	パレスチナ・ガザ地区情勢を憂慮し即時停戦と人道支援を求める意見書（案）	可決	12月1日
発議第12号	地籍調査の一層の推進を求める意見書（案）	可決	12月15日
発議第13号	带状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書（案）	可決	12月15日
	議案第109号 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）に対する修正案	可決	12月15日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和5年（2023年）12月1日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 小 田 伸 次

〃 宍 戸 稔

〃 齊 木 亨

〃 横 光 春 市

〃 藤 井 憲一郎

〃 徳 岡 真 紀

〃 中 原 秀 樹

パレスチナ・ガザ地区情勢を憂慮し即時停戦と人道支援を求める意見書  
（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

## 提 出 先

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
外務大臣	上 川 陽 子 様
内閣官房長官	松 野 博 一 様
衆議院議長	額 賀 福 志 郎 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様

## 発議第 1 1 号

パレスチナ・ガザ地区情勢を憂慮し即時停戦と人道支援を求める意見書（案）

10月7日、ハマス等武装勢力がガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾を発射し、イスラエル領内に越境攻撃を行い、多数の死傷者が発生し、罪のない一般市民に多大な被害が発生した。さらに、一般市民を含む多数の方々がハマス等武装勢力により誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されている。こうしたハマス等武装勢力によるイスラエル文民への攻撃は、国際人道法等の国際法違反である。

イスラエルは、これらの攻撃に対して、ガザ地区への空爆、地上侵攻や電力、燃料、物資等の封鎖で対応している。これらの対応の結果、深刻な人道危機が発生している。

グテーレス国連事務総長は、安全保障理事会で、「100万人以上の人々に対して避難所も食料も水も医薬品も燃料もない（ガザ）南部に避難するよう命じ、その上で南部を爆撃し続ける」ことは、民間人の保護に反すると非難し、「ガザで見られる明白な国際人道法違反を深く憂慮している」と発言した。そして「武力紛争のいかなる当事者も、国際人道法を超越するものではない」と述べている。

国連緊急特別総会は、10月27日に「人道的休戦」を求める決議を賛成121カ国で採択した。日本政府は、国連緊急特別総会で採択された決議に棄権し、東京で行われたG7外相会合の外相声明では「人道的休止」を求めたが、本格的な人道的停戦を求めるものではなく、現在の人道状況の改善には不十分である。

「人道的休戦」を求める多くの国の声やガザ情勢が悪化していることを踏まえ、速やかに人道回廊を通じた人道支援を可能にすることや、停戦に向けた交渉が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、第一に、ハマス等武装勢力に対し、文民への攻撃や誘拐を非難し、人質の解放を求め、イスラエルに対しては、十分な人道回廊の確保を求めること。

第二に、すべての紛争当事者に対し、国際人道法を始めとする国際法の順守を求め、国際法違反の行動は直ちに停止するよう求めること。

第三に、イスラエルや中東諸国との日本独自の関係を活かして、停戦及び人道支援の実施に向けて、国際社会やG7での議論や動きをリードするよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月1日

三 次 市 議 会

令和5年（2023年）12月15日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 小 田 伸 次

〃 宍 戸 稔

〃 齊 木 亨

〃 横 光 春 市

〃 藤 井 憲一郎

〃 徳 岡 真 紀

〃 中 原 秀 樹

地籍調査の一層の推進を求める意見書(案)の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長

広島県知事

発議第 1 2 号

#### 地籍調査の一層の推進を求める意見書(案)

国土調査法に基づく地籍調査は、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業である。

地籍調査を実施することにより得られた成果には、資産の保全、公共事業等のコスト縮減、災害復旧の迅速化、固定資産税の公平性の確保など多岐にわたる効果が見込まれるものであり、国においては、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため令和 2 年 3 月の国土調査法改正に盛り込まれた、所有者探索のための固定資産課税台帳の利用、地方公共団体による筆界特定の申請等の新たな調査手続の活用、リモートセンシングデータの活用などの地域特性に応じた効率的な調査手法の導入の促進を「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」として第 7 次国土調査事業十箇年計画に位置付けられたところである。

本市の地籍調査は、昭和 4 0 年に事業着手、以降 5 8 年が経過した令和 4 年度末の進捗率は 6 9. 6 % であり、第 7 次国土調査事業十箇年計画にあっても調査は完了しない見込みとなっている。

こうした中、特に山林部においては、土地所有者の高齢化による境界立会の困難が危惧されていることから、早期の地籍調査実施を求める声は多く、また、農

村部へ移住・定住を希望する者の地籍調査に対するニーズも大きなものがある。市が地籍調査を実施するに当たり交付される地籍調査費負担金は、調査を推進する上で非常に大きな役割を担っているが、国県からの交付額によっては、調査予定地区の縮小、延期なども余儀なくされており、実施が急務であるにも関わらず、早期実施の希望に添えていない状況となっている。

また、多大な予算と労力によって得られた地籍調査の成果は、速やかに登記簿等に反映されるべきであるが、業務の集中による認証者の検査の遅れが、認証遅延・送付遅延を招いている実態があり、成果の円滑な反映に係る関係機関の支援も事業推進にあっては大変重要なものである。

よって、地籍調査の早期完了を図るため、次の事項について強く要望する。

- 1 市町の要望に応えた地籍調査の推進に必要な財源の確保をすること。
- 2 市町の実施した地籍調査に係る成果が遅滞なく登記に反映するよう、国、県においては必要な人員体制を整備すること。
- 3 リモートセンシングデータの活用等新たな調査手法の普及にかかる取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月15日

三 次 市 議 会

令和5年（2023年）12月15日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 保 実 治

〃 杉 原 利 明

〃 黒 木 靖 治

〃 藤 岡 一 弘

〃 掛 田 勝 彦

〃 月 橋 寿 文

〃 山 田 真 一 郎

带状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書（案）の提出  
について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

発議第 1 3 号

带状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘・带状疱疹ウイルスに感染し、水ぼうそうを発症した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再活性化し発症するものである。

带状疱疹は、発疹や水ぶくれといった皮膚症状だけでなく、痛みや痒みを伴う疾患で、感覚神経のある部位はどこにでも带状疱疹を発症する可能性がある。

日本では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、一度発症しても再び带状疱疹になる可能性がある。また、治療が長引くケースや治癒してもなお神経痛などの後遺症が残る場合が多く、現れる部位によっては、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるといわれ、生活の質の低下につながることも懸念される。

この带状疱疹の発症予防としては、ワクチンが有効とされているが、全額自己負担の「任意接種」であることから数千円から数万円の費用がかかる。特に効果や持続性・安全性が高いといわれる不活化ワクチンの接種費用（22,000円程度×2回）は高額で、ワクチン接種を断念するケースも見受けられる。ワクチン接種により発症を予防する有効性は高いとされており、特に不活化ワクチンの持続期間は約9年と言われており、带状疱疹罹患による健康被害を未然に防止することが可能となる。

よって、国民に対する带状疱疹の発症予防のため、以下のとおり強く要望する。

- 1 帯状疱疹ワクチンの助成制度を創設すること。
- 2 帯状疱疹の予防や治療に関する情報を国民へ周知する体制を整えること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月15日

三次市議会

令和5年12月14日

三次市議会議長 山村 恵美子 様

提出者 三次市議会議員 新家 良和 

三次市議会委員 杉原 利明 

三次市議会議員 黒木 靖治 

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例案に対する修正（案）の提出について

三次市議会会議規則第14条の規定により，上記修正（案）を次のとおり提出します。

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例案に対する修正(案)

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)の一部を次のように修正する。

第1条中

「

第2条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 支所部

第5条(見出しを含む。)中「地域振興部」を「地域共創部」に改める。

第14条を第15条とし、第6条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(支所部の事務分掌)

第6条 支所部において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 支所の統括に関すること。

」

を

「

第5条(見出しを含む。)中「地域振興部」を「地域共創部」に改める。

」

に改める。

第3条中

「

第11条第2項中「、教育委員会教育次長」を「及び教育委員会教育部長」に改め、「及び三次市支所設置条例施行規則(平成16年三次市規則第5号)第3条に規定する支所長」を削る。

」

を

「

第11条第2項中「、教育委員会教育次長」を「、教育委員会教育部長」に改める。

」

に改める。

(参考)

三次市行政組織条例等の一部を改正する条例案修正(案)新旧対照表  
第1条(三次市行政組織条例の一部改正)

改 正 案	現 行
(設置) 第2条 市に次の部を置く。 (1)及び(2) 略 (3) <u>地域共創部</u> (4)～(9) 略 (地域共創部の事務分掌) 第5条 <u>地域共創部</u> において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(12) 略	(設置) 第2条 市に次の部を置く。 (1)及び(2) 略 (3) <u>地域振興部</u> (4)～(9) 略 (地域振興部の事務分掌) 第5条 <u>地域振興部</u> において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(12) 略

第3条(三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
(防止対策委員会の組織) 第11条 略 2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則(平成20年三次市規則第34号)(以下この項において「事務分担規則」という。)第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、事務分担規則第2条第2号に掲げる副市長をもって充て、委員は、教育長、三次市行政組織規則(平成16年三次市規則第3号)第6条に規定する部長等、市立三次中央病院病院長、市民病院部事務部長、議会事務局長、 <u>教育委員会教育部長</u> 及び三次市支所設置条例施行規則(平成16年三次市規則第5号)第3条に規定する支所長をもって充てる。	(防止対策委員会の組織) 第11条 略 2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則(平成20年三次市規則第34号)(以下この項において「事務分担規則」という。)第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、事務分担規則第2条第2号に掲げる副市長をもって充て、委員は、教育長、三次市行政組織規則(平成16年三次市規則第3号)第6条に規定する部長等、市立三次中央病院病院長、市民病院部事務部長、議会事務局長、 <u>教育委員会教育次長</u> 及び三次市支所設置条例施行規則(平成16年三次市規則第5号)第3条に規定する支所長をもって充てる。

